

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第4回 策定部会 議事録

平成23年5月27日

門真市立文化会館1階ホール

委員長：それでは、定刻になりましたので、(仮称) 門真市自治基本条例の第4回策定部会を始めさせていただきます。

早速ですが、条例案(※叩き台)をお示しさせていただきます。まず、前文ですが私一人ではなかなか書ききれないということがありますので、策定部会や事務局の方で整理していただくことが適切かなと考えています。そのために、楠が市の方ではどのような視点で選定理由が付けられているのかということをお分かりでしょうし、前回、幣原喜重郎などの先人の歴史を盛り込むという意見も出ましたので、一部追加書きをしています。ただ、幣原喜重郎の名前を出すときにどういう形で今日の門真の発展の基盤を作ったのかという側面をどうするのか、課題もあって私個人の能力を超えていますので、その辺は検討していただきたいと思います。

次に、1枚めくっていただく解説を加えているのですが、前回市役所という表現を行政に改めた方がいいのではないかというご意見が出ていました。行政や執行機関というような表現が他市では使われておりますが、門真市では総合計画で市役所という表現で、市民への分かりやすさという点で使われています。したがって、第2条の市役所という箇所の説明を加えればいいのかと考えています。

もうひとつは、大変悩ましいと思っているのですが、前文を含めた書き方ですが、これまでも総合計画と自治基本条例の関係の議論がいくつか出てきましたが、前半部分は総合計画の内容がこれまで守られてこなかった、したがって課題を明記するということになっていたので守ることを明記するというのが良く、共通基本規範型ということになります。一枚紙の資料を見ていただきたいのですが、論点1ということで、自治基本条例は最高規範か共通規範かということですが、どちらを採用するかということは、条例が出来上がった後の運用によって大きく変わっていきます。考え方として総合計画があまり守られてこなかったということを考えれば、横串型の考え方なのかなと思っておりました。それは、課題をきっちり明記して、今の課題を条例に明記してということですが、これは議論がどちらに向かっていくかということです。もう一方で、前々回あたりから最高規範としてのニュアンスを出すべきだ、した

がって前文あたりに課題を明記するよりは、これからのまちの方向性をきちんと書いて、マイナス面を書くのではなくてプラス面を書くという意見が出てきました。そうすると、最高規範の認識が出てくるのかと思っております。従来最高規範の認識をもとにして作られる自治基本条例は、美しい表現、これから目指すべき都市のあり方などを記載するものではないかと考えています。近年特に注目を集めていますのが、運用上に差は生じないが、岸和田市では、自治基本条例を出して、その理念に基づいて総合計画、基本計画があるという位置づけをされていて、自治基本条例の中には、どういうまちを作るかということが、前文に明確に書かれているということです。したがって、そうであれば、門真市長の唱える「自律発展都市」のようなビジョンを自治基本条例で謳うことも検討を要する。これは、4条が変わってくる部分があると思います。現状の表現は、矛盾しない様に整合性を図ることとし、この条例で定める内容を尊重して、という表現にしています。最高規範性をとる場合には、使われる表現として、これは岸和田市の32条をコピーしたのですが、条例及び規則等の体系化を図らなければならない、という文章が出てきますが、この体系化しなければならないということがないと、最高規範性としての位置づけができないということです。したがって、最高規範性を表に出す場合と共通規範性というようなところで、最近ニュアンスが変わってきたのかなと感じています。そのあたりの方向性をきっちりとした方がいいのかなと思っています。具体的にいえば、繰り返しになりますが、前文に課題を明記した方がいいという意見と課題を明記するよりはマイナスの表現を使わず門真市が目指すべき像を書くべきだという、前者が共通規範性、後者が最高規範性ということです。

委員A：課題というのはまちづくりの課題というわけではなくて、ガバナンス的というか、自治をしていく上での課題ということではないんですか？今聞いている感じだと最高規範性の話と総合計画と自治基本条例がかなり混線してしまっているような気がします。

委員長：これまで十分に協働が図れなかったとか、前向きでない市民がいたとか、そういうことを。

委員A：自治をする上での課題ということですか？

委員長：そういうことです。それは基本的には総合計画を進めるような課題と

繋がっていくわけですが、結局、最高規範という風に捉えると、いつもやっぱり続くものである。

委員A：ちょっとききたいんですが、今最高規範に対する疑問が委員会で出ますよね。どういう疑問なんですか？最高規範でいいんじゃないですか？最高規範じゃないという意見はどういうことなんですか？

委員長：そうではなくて、発想の問題として、例えば条文の中で総合計画を運用するために自治基本条例を作っていますよというような表現が出ていますので。

委員A：それは全然問題ないですよ。総合計画と基本条例の役割は違って、総合計画はまちをどのようにするかで、自治基本条例はどのように、市民・議会・行政がまちづくりを実現していく仕組みについて語るかですから、仕組みについて最高規範ではないという話には繋がりませんよね。

委員長：最高規範ではないということではなくて、考え方とか、いわゆる今後これができて運営していく時に、課題に対して絶対的に重点を置いて追求していく形なのか、それとも、この条文が課題に対して追求していくんですけれど。

委員A：その課題というのは総合計画ですよ？その総合計画を実際どのような形で市民・議会・行政が力を合わせて実現していくか。

委員長：そのことを特に強調しようとするときに、前文の中でやや否定的というか、これまでの自治についての課題をちゃんと明記したほうがいいか。それが通常だと横串的な発想になるということですね。会議自体の議論はむしろマイナス的な表現を前文には書かなくて、ちゃんとこのまちの目指す像を定義すべきだと。

委員A：その像というのは総合計画に入れるような像ですか？

委員長：総合計画に入れるような像を含めて。

委員A：それは含めるべきではないです。なぜかという、せつかく総合計画に入れているのに、同じような内容をこっち側にも持ってくるというの

は、どっちがどうなのかという話になりますよ。

委員長：そのことをちょっとご意見をいただきたいなということです。それは結局、前文の原案に、例えば私や委員のみなさんが作ったように、幣原喜重郎の話があったり、これをつないでいくと、これからこんなまちを作りたいというような表現だけで終わっていいのかという問題に繋がっていくということですね。

委員A：この策定部会でみなさんが、前文修正案だしましたよね？出したやつを先生がうまくまとめてくださったんですよ。そこまではだいぶいい方向でいっているんですけど、それを4つのワーキンググループに分けて色んな意見を出していくんですけど、そこからぐちゃぐちゃですよ。色んな意見が出てきてしまって。

委員長：それは、検討部会と策定部会の違いで、検討部会というのは色々な考え方をお持ちの方に意見を出し合ってもらって、策定部会で方向性を調整しようということですね。

委員A：先生が前文を出しなさいということで、前文を出しましたが、その前に策定部会で前文の中で語るべき項目というので、その項目とは何なのかということで、意見を集約して、その内容を先生と後々、具体的な文章に取り掛かって。基本的に文章の言葉、語句はいつでもいいんです。市民が思っている内容の概要が前後の形の中に入れてくれたらいいんです。おそらく、全部の人が色んな意見を言っても百人百色です。言葉の意味とかも違うと思うんです。収拾つかないですよ。この文を前にしたほうがいいのか後ろにしたほうがいいのか、そんな話ばかりで。そんなところは、先生とか、それなりの条文の専門家に任せてもらって、市民はその趣旨の中でこういうことをいれていきたいという内容を出したほうがいいんじゃないかと思います。それを市民がいじくりまわしてもね。

委員長：その中でもさっきいった二つの方向性が見えて来たのかなと思うんですけど。その点をいずれにしる検討部会の委員のみなさんの意見も出してもらわなければいけないので、その過程を踏むということで。踏み方についてはキーワードを出してもらってからやるという方法もあるんですが、時間的なこともありまして、キーワード等についてはこの策

定部会で宿題として出していただいて、それを、私の言葉は全く入っていないと思うんですが、コピー・ペーストしてつなぎながら叩き台を作って、それを検討部会に持っていったという経緯があります。

委員A：先生が作ってくれたのはまとまっていたんですが、みんなでいじくり回した結果わけのわからない文章になってしまってます。

委員長：その方向性を出してもらって、また表現を考えていきたいと思います。それが二つ、市役所の問題については合意が得られると思いますが、もう一点目はまちづくりという用語なんですけれど、一般的な共通理解としてはハードに重点を置く、漢字の街づくり、その反省からソフトに重点を置く平仮名のまちづくりというのが出てきたのが、おおよそその全国的な流れだと思います。ただ、そのいずれにしろハードとソフトの明確な仕切りというのものもあるわけではないので、重点の問題なんですけれど、狭義の意味でも曖昧な使い方はされています。むしろ、曖昧さがあるがゆえに平仮名のまちづくりがいいとおっしゃる方もいます。ところがですね、もうひとつの問題としては門真市でもハード担当の部署として都市建設部まちづくり課というのがあります。これは庁内においても、それを受け止める市民においても、混同が出てくるかなと思います。それで、協働によるまちづくりとか、この情報を説明する形容詞をつけたほうがいいのかということですね。

委員A：先生もおっしゃいましたが、まちづくりの重点がハードとかソフトになってますが、すでに、世の中ではハードやソフトから心のほうのハードになってます。まちづくりの先生は、昔は土木とかの先生だったんです。ソフトになってきたら社会学の先生とかだったんですが、今は心理学とか哲学の先生とかがまちづくりに入ってきているんですね。行政のまちづくりというのが、土木のほうに入っているのは、作ってしまったものは仕方がないですが、きっと時代が10年経つとミスマッチな気がしますね。

委員長：ポイントとして何に重点を置くかということで、形容詞として、例えばですね、協働によるという言葉をつけるとかした方がいいのかなという気もするんですね。

委員A：私の知っている話では、まちづくり条例というのは、当初は各地方で

まちづくりという言葉が進んできたんです。ところが、それ反省があったのか何かで、だんだん自治とか自治基本条例とかいう名前になってきているということです。まちづくりというのは、柔らかい易しい言葉なんですけど、ピントが合っていないんですね。ちょっと広すぎて。ここで基本条例という場合に、ここで本当に言いたい内容というのは自治だとか、協働だとか、行政、市民、議会がどのようにしてやっていくのかということで、自治だとかを抜いてしまったらいけないと思うんです。

委員長：もちろん、情報の中身は抜かずに、今の原案は、まだ表現については色々課題はあるとしても、その方針ではやっていくということで。

委員A：まちづくりという言葉が好きな人がいたら、まちづくりという言葉はいいと思うんですが、まちづくり自治だとか、まちづくり協働とか、やっぱり名称には目的のような用語を入れとかなないと、ちょっとわからないですね。

委員B：ということは、総合計画というのはどういうまちを、いわゆるまちづくりですよ。自治基本条例ではどのようにということですよ。

委員A：私はそんな認識ですね。色んなところを勉強したんですが、やっぱりそういうのが多いですね。

委員長：まちづくりという言葉の中に、もともと自治という意味を込めて書いているところもありますしね。

委員A：しいて言ったら、まちづくりの「まち」というのが総合計画で、「つくり」の部分が自治基本条例ということなんですけど、ややこしいので、まちづくりということで理解されているんですね。

委員長：今のご理解を決まりにしても結構ですけども、前文の作り方というのは変わってくると思うんですね。

委員A：前文の構成はまず、1段目は歴史だとか、経緯だとかいうのは、どこでも別にいいですよ。ただ、この経緯だとか歴史というのは、どんなまちであったかという経緯とか歴史ではなくて、自治の歴史です。門真

がどんなガバナンスというか、統治されてきたか。どのようにまちがあったかというのを書いて、そういう経緯があつて、ところが、この自治基本条例を出すには、不都合がある。最近の高度経済成長とかいうことで、市民にしても無関心だとかね、行政についてもニーズが把握できないとか、議会についても市民のニーズが届いていないだとか、そういう現状の課題を2つ目の項目にクローズアップする。3つ目には条文の中に書くような義務だとか責務ではなくて、それぞれ、議会、市民、行政のあるべき姿と、3つの関係がどうあるべきかという姿像を書いたら前文として納まるんではないかなと私は思います。

委員長：後半出てきた意見は今、自治の歴史を自治だけに限定せずに、そのまち自体が全て自治に関わってくる事柄ですけれども、色んなことを含めて、歴史的にどういうまちが形成されてきて、どういう変化があつて、これからどう発展していくかというニュアンスのことを高らかに謳ったほうがいいのではないかということと、2点目は課題については前文にはそんなに明記する必要はないのではないかということができました。もちろん、以下の条文の中にはそれほど大きな変化は何もありません。

委員A：課題はいう必要はないという理由は何なんですか？

委員長：前文だから、否定的なことを語らずに、前向きな表現に移し変えていった方がいいということですね。それがひとつの表現の仕方でもあるということです。

でも、前文に課題を明記したほうが、これから取り組む内容というのは明確になるということもあります。

委員A：反省のところは表現の仕方なんですよ。これはひどいというような表現さえしなければ、色んな反省項目というのは語れるはずですよ。

委員長：だから、それを否定的な表現を使わずに前向きな表現に変えていこうということですね。

委員A：それは、市民は無関心だとか、全然ひどい表現がないじゃないですか。

委員長：今回は修正案でして、修正案の前の段階で、行政はどうか、市民は

どうか、3行ずつ書いてあったことを取り払って、むしろこれから目指すべき都市像を語ればいいのかということですね。その方向性で共通理解があると書きやすいですね。

委員A：少なくともあるべき姿は語ってもらわないと話にならないので。そこで、私もみなさんがいないというならば、私も何万分の1の人間ですから特に異論はないです。私の意見はそうだということですね。

委員長：少し意見を伺って方向性だけ、ちょっと明確にしていけたらと。

委員B：できれば、一人ずつ、この間の検討部会の議論を踏まえてご意見があれば聞かせていただけたらと思うんですけど。

委員C：ちょっと先に補足させていただいていいですか？ちょっと思い出していただくという趣旨で、総合計画のところだけなんですけれど、どういう論点提起があったかということです。前回の検討部会で思い出していただければいいんですけれど、何が問題になったかといいますと、2ページの3行目ですけれど、総合計画が目指すまちづくりを実効性のあるものにしていかなければいけませんと書かれているんですが、自治基本条例が先か、総合計画が先かという話がひとつです。それが3ページのところの1条の説明のところにも、総合計画を有効に実施していくための自治の仕組みづくりとあるので、総合計画があつて、それを補助するための自治基本条例に見えるのではないかということです。それでいいのか。それとも最高規範性というのなら、自治基本条例のほうが先にあつて、その上で総合計画が回るという仕組みにしたほうがいいのかというお話があつたということですね。

委員A：もっとわかりやすく言えば総合計画のほうはマップですよ。車で言ったら自治基本条例はエンジンですよ。どっちがあつたらいいかというのと、両方ないと困るんです。

委員長：双方の真意というのは、違いは私はないと思うんです。だからこれまでの歴史が相対的にちゃんと動かしていなかったから、あえて強調するかということです。

委員A：ただね、総合計画を目指すまちづくりを実行するというこの文章は何

が不都合なんですか？なんかそれによって自治基本条例を陥れることになるんですか？

委員C：陥れることにはならないと思いますが、わざわざ前文では書かなくていいのではないかという意見が出たということですね。おそらく自治基本条例の構成要素として、総合計画ももちろんあるんですが、それ以外に協働とか、自治とか色んな要素があるので、そんなに大きく前文で総合計画をどうするかという話を書かずに、もっと理念的なもので止めてもいいのではないかということです。

委員A：私の考えでは、総合計画を実現するための自治基本条例であって、基本自治条例の中に総合計画はいらないです。総合計画があるなら自治基本条例だけでいいし。

委員B：総合計画を一度外しましょうか。これだけ言ったらもうわかっていただいたと思うので、一度外して自治基本条例に集中してはどうでしょう。

委員A：外してもいいんですけど、なぜ自治基本条例があるんだということなんです。目的なんです。

委員D：検討部会で出た意見というのはこういうものでした。総合計画は今第5次ですよ。それが終わって、次、第6次にいくときにもう一度自治基本条例は作り直ししないのかという意見ですね。

委員A：それはだめですよ。作り直しはしたらいけないから、別物にしているんですよ。作り直ししてはいけないから、自治基本条例の中にどんなまちを作るかというのは入れたらいけないですよ。次々にどんなまちしたいかというのは変わっていくから。

委員D：ご意見をいただいた方は最高規範という考え方をしていらっしゃってですね。

委員A：最高規範でいいんですよ。最高規範でいいですし、何の最高規範かという、自治の最高規範ですよ。で、総合計画はこのまちをどのようにしていこうということなので。

委員D：基本にご意見を出された方の考え方はツリー構造でして、一番最高があって、そこに絶対に従わないといけないというような、そういうことでお話されてました。

委員E：色々皆さんの考え方が交錯しているので、みなさんが統一した考え方を持つことが必要なので、これを最高にするとか、総合計画はまた別だとかよりも、ひとつひとつきちっとした形にまとめていかないとね。

委員B：でも、だんだん整理されてきているような気はしますよね。揉めながらも。揉めないとやっぱり整理できないのではないかと思います。いいのではないですか。ということで一人ずつご意見をお願いします。

委員F：私としては、最高規範として考えています。ここで言う、横串ではなくて、もともとそういう感じを受けていたので。後、前文の中で最高規範では否定的な表現は入っていいと思います。別に、今まではこうだったとか言っても、門真のものを作るんですから、門真自身の特色があっていいと思うので、今までの殻を破るという意味でも、最高規範の中であっても、否定的なことを書いてもかまわないかなと思います。

委員A：最高規範の中でマイナスのことを入れてはいけないという意見もあったんですか？

委員長：課題の認識はみなさん共通していると思うんですが、前文だから、前向きなものにしていきたいという意見がありますね。

委員E：今回、自治基本条例を作ることに於いて、門真の今までの反省もあり、色々な考え方もあります。市民として、最高規範でいきたいというのは、それはそれでいいのではないですか。今までの門真と違う考え方でスタートしようというのね。

委員G：まず、名称とかなんですけれど、一般の、全くこれに参加していない方がわかる名称にしておく必要があると思うんです。われわれは、ずっと参加して、問題意識とか流れ、経緯だとかがわかっているから、色々な名称案とかが理解できますけど、大多数の市民の方が初めて見た、聞いたとなった時に、これは何ぞやとなると問題だと思うので、私は門真市自治基本条例そのものの中身がわかるようにしておく必要が逆にあ

るのではないかと思います。その中でサブタイトルとかをつけるというのは、また別の話ですけど、あくまでも表札としては一番見える形、わかる形が必要ではないかなと思います。後、前文のところと言うと、私は前文は短いほうが良いと思うんです。前文も、読んで、ああ、こういう考え方が、というように子どもでもわかるような、わかりやすい言葉で、理解できて頭の中に入る文字数が良いと思います。

細かな補足については、丁寧に、解説の中で入れていくという二段構えにするほうが良いのではないかと思います。やはり、読み手側、市民側のことがどうも欠けているような気がします。私も色んな情報が入ってきて、あれも入れたい、これも入れたいと思うんですけども、市民の方が、これだけの資料を持っているかとなったら持ってないですし、他市の情報知っているかといったら、多分ご存知ではないと思うので、その取捨選択というのがね。安物の幕の内弁当みたいにならないように。門真市はそこを目指していただきたいなと考えております。

委員B：なぜこれを作るのかということと、問題点なんですけれど、門真市の一番の問題点は何なのかということです。はっきり明記すれば良いと思うんです。明記して、だから～というように展開して行ってね。色んなことを書きたい思いはたくさんあるんですけど、やっぱりそれをあれこれ書くわけにはいかないですからね。

委員A：問題点でも良いのでキーワードとして何かございますか？

委員B：また色々と議論になると思うんですけど、私は生活保護世帯が多すぎると思います。もっと増やそうとしている。家計でいうエンゲル係数でいえば、とっくに破綻しているんですよ。なぜ、そうなっているのか、自分なりに色々考えますが、市民が全然わからないところでどんどんそういうことになっている。みんな知らないんですよ。そこをはっきり明記したほうが良いような気がします。

委員H：私も市民の一人で、何もわからないんですけど、やはり、わかりやすく、左の方と同じように、生活保護のことを載せたらいいのではないかと思います。

委員I：私も同じですけど、最高規範として、なぜ生活保護がどんどん出てきたのかという問題もありますけど、今のやっぱり市民の考え方をどう

したら変えられるのかというか、選挙の時にも投票率の低さとか、そういう意識を変えるために、最高規範として、市民の意識を変えたいというのが、今回参加させていただいた一番の理由ですね。その市民というのは住民も企業の人もみんなです。そういう市民という概念もありましたから。

委員J：私も基本的に最高規範性というか、ひとつひとつが各論になりすぎるのが問題かなという気がします。もっと、目指しているものが載っているものがあったらいいのかなと思うんですけど。

さっきおっしゃってたみたいなの、総合計画というのは毎年あるのはわかっていますけど、あの中身というのは肩書きばかりだなというイメージがあったので、今回眺めてみて、えらく変わったのが初めてわかったんですね。だから、同じような形のものだったら意味がないと思うので、根本の部分で門真市民が門真市がこんなまちになってほしいというのが入っているようなものが出来上がったら素晴らしいと思います。

委員K：私は、やはり自治基本条例という言葉の自治というのは自分で治めると書きますので自分自身、思いやり、心遣いを根本として、門真市をよくしたいという考えでいきたいと思います。

委員A：今お聞きした内容で思ったことなんですが、全然問題がないですね。最高規範ではないという方もいないし。おそらく、マイナス要因だとか、課題、問題点に関して、直接的に生活保護とか、選挙に行かないとかいうよりも、自立精神がないとか、無関心な市民がいるとか、少し押さえ気味に書くような提案をして、マイナスなことを書くべきではないという方にも賛成していただいて、書くようにしないと。なぜというのがないのに次にどのようにしたいということはないと思うんですね。

委員G：それは前文にですか？

委員A：前文にです。

委員G：ただ、100年先にその前文を読んでも生きている前文でない。

委員B：100年先はまた違いますからね。今の自治基本条例ですから。

委員G：自治基本条例というのは変えていくものなんですか？

委員A：改正の必要はできますよね。

委員G：前文に入れる必要があるのかなど。入れるなら遠慮しないで、ズバツと課題の部分は入れていいと思うんですけど。

委員A：条項になりますと、構成的に言うと、責務・権利だとかいう内容に、具体的に市長や、議会や市民とかが、どうこうと書いているところで、全体的な課題を扱うところがね。どういう項目で入れるんですか？現状の課題とかで入れるんですか？あまり、条例として似つかわしくくないですよ。日本国憲法でもどういう状況かという話を前文で語っていて、こういう風でありたいという風になっているんです。

委員G：解説に入れるのはだめなんですか？

委員E：みなさん、基本条例を作るときに今の門真の現状がどうであるかというのが全く理解できていない状況で進んでいるわけですよ。生活保護が今どれだけかかっている、次はどうなるか、そのときのまちづくりはどうしますかという、この先が全く見えない状況で、現状も理解しないで、この先のこれからのビジョンを話して、それを市民として、毎月集って、これをどういう風に次考えていけるかですよ。

前文が素晴らしいものが出来ても、誰も理解できない状況で、今の現状はどうなのか、これからのビジョンはどうするのか、門真をどうやって変えていくのか、このまま生活保護がずっと増えて、それでこれからやっていけるのか。やっていける人はいいですよ。いま、一生懸命やっている住民は、生活保護が大変だといっている、その人たちはこの状態で上手くいっているんですからいいですよ。今の門真の現状を認識していない人が大半ですよ。だから、それを如何にここで決めるかですよ。

委員B：生活保護の問題を申しましたけど、生活保護が増える原因というのがあるんですよ。生活保護が多いのが問題ではなくて、なぜそうなっているのか、問題点を明記しないといけないということを言いたいんですよ。なぜこんなことになっているのかという原因があるんですよ。

委員E：原因は当然ありますよ。そこは全くみんな理解できていないですよ。

委員J：わかりますけど、自治基本条例の中にそんなことを入れてもね。もうちょっと高いところから始まらないと。感情で、足元から話をしていても仕方がないような気がするんですけど。

委員G：生活保護の問題にあまり捉われない方がいいような気がします。

委員B：生活保護が増える原因が結局一番の問題だと思っているので。そうやってしまった原因というのは市民が無関心ですし、そこがいけないと思うんです。

委員A：今、生活保護の問題はおっしゃっていたとおり、大きな問題なんです。もし、この自治基本条例が出来て、その問題も解決できなかつたら、これを作る意味なんてないですよ。それも解決できるような中身にしておかないといけない。例えば、市民だとか、行政だとか、あらゆるものが見える形にしておくだとか。情報公開とか、そういうことも含めて。ひとつのことに對して一発では解決できないですけど、ありとあらゆる網をかけて、そういうことを少なくしていくような文言を基本条例に入れていくということをしてほしいですね。

委員G：私が危険だと感じているのは生活保護がいけないという議論をしていることです。

委員B：だめだと言っているのではないですよ。

委員G：憲法でも保障されている最低限の生活というのは守らないといけないですよ。

委員B：門真にだけ増えていっているという現状がね。

委員G：統計的にどうかということはわかりませんから、そこはあまり言わない方がいいと思うんですけども。

委員E：生活保護がいつまでも門真市民だけの税金で収まっているかというのと、収まってないですよ。国からもらってますよね。

委員G：私も勉強不足かも知れないんですが、門真だけの単独の補助金ではないですね？

(傍聴席より発言する者あり)

委員長：生活保護については、今のようなお話を含めまして、事務局の方から詳細なお話をいただいていると思いますので。

委員A：生活保護を受ける必要のある人はどんどん受けるべきだというニュアンスで言っているんですよ。そこは間違っていないです。受けるべき人はね。ところが、今、門真市の中でも生活保護適正化委員会というのが出来上がっているんです。適正化委員会というのはどういうことかという、今、適正ではないということです。庁舎の中にあるんですよ。今、適正ではないから適正化委員会を作って適正化しましょうということで、問題であるということは行政も認めている内容なので、それを市民が全然問題ないという話ではないように思います。

委員長：例えば、2ページ目の前文の最後の4行でその担い手である、市民と議会、市役所はお互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、相互に「見える」形で社会の発展を追及していきます。と、これだけではまずいのですか？ということですね。具体的には。

委員B：その原因というのが、結局門真の問題点なのではないかなという意識が私の中にあるので。問題点をひとつでもっておっしゃったので、言ってしまったんですが。

委員長：前文の表現としてはいかがですか？やっぱり課題を共有する必要があって、それを前提に前文の表現をどうするかということ。

委員A：前文はさっきおっしゃってたように、わかりやすくシンプルでいいと思うんです。行政の一番の重要な責務は市民に現状を全部知らせる。わからないという市民にも足にすがつてでも教える。わかってもらおう努力をする。わかりたい、知りたいという市民が絶対出てくると思うんです。そしたら、そういう勉強会を行政が作って、とにかく現状を知ってもらおう努力をするということが一番大事だと思います。今、知らさない努力

まではしてないと思いますけど、そういう気もちよっとしたりします。だからそういうことを条例の中に入れていけたらと。それをしないということははっきり言って行政の怠慢ということになりますから、そういう形でも入れられるかなと思います。

委員長：具体的な表現としては？

委員B：具体的には、行政は市民に門真市の現状を教えるというか教育する。子ども、小学生、中学生から、企業から、そういう勉強会をしないといけないと思うんです。みんなで門真をどうにかしないといけないという意識を持ってもらうためにも、企業にも勉強会を作ったりですね。この間、事業所にアンケートをしていますよね。こういうのでも、参加するチャンスがないとか、文化祭に鼓笛隊として参加していたが、その機会がなくなったと回答があります。要するに、そういうところに参加していたら、色々意見を言ったりも出来るんですけど、なくなったんですよ。

委員長：現状の正確な認識を市民とか企業がもてるように、行政が説明会とか市民との交流会や勉強会を持たなくてはいけないというような情報を加えたらいいですかね。

委員B：そうですね。もう、これでもかというくらいに。わからないという市民もわかるようにしないといけない。

委員A：それをするには、まず第一に情報公開をした時に、市民と行政のやり取りを全て記録に残しておくということが大切です。記録に残してオープンにすることです。その後、勉強会を開くとなると、回数だとか非常に難しい問題が出てくるんですよ。それよりもまずは、全て記録に残して、オープンになる書類がそこにあり、市民が見に行ったら見れるというのが大事です。

委員B：見に行かないですよ。

委員A：見に行かない人に、見ろって言うのは無理なんですよ。勉強会を開いても、そんな人は勉強会に来ないですよ。もし、そういうことをするにしても、今市役所はそういうことをやっていますと言っても、現状と変わりませんということになってしまうんです。で、今までにないこととい

うのは、市民、議会、行政のやり取りを全て記録に残して、それがオープンにされるということです。もちろん、オープンにできないところはその部分をカットすればいい話で、まずはそこが第一歩かなと思います。それが見える形です。

委員長：今、市議会とか委員会というのは全部オープンですが、それでは足りないということですか？

委員A：オープンですけど、見えてないところで議会と行政も打ち合わせするでしょうし、議員さんが見えてないところで市民と行政で打ち合わせするでしょうし、三者が必ずいるわけではないじゃないですか。ということは記録に残すことが非常に重要だと思います。

私は、議会の先生方の報告会があんまり活発にやっているように感じないです。ちょこちょこ傍聴に行くんですが、それだけの話でどんなことを話されて、私はこういう立場で、こういうことをやってきたという話が全くない。議会の見える形の欄に入れていく。

委員長：前文は自治のあり方の基本的な姿を描くということでもいいですか。条文の中に先ほどいわれた指摘に関連する条文を入れていくということ。門真の自治の姿を描くということ。

委員B：あんまり情緒的なものを入れずに、それとは別に、私たちがこれだけ色々考えたじゃないですか。みなさん、自分なりに前文を考えたりとか。みなさんの前文を一度読みたいと思うんですけどね。その部分はやっぱり自治基本条例を考える会の会議としての、自治基本条例とは全然別で何かそういうものをつけてもいいなという風に思っています。前の言ったんですが、門真大橋の近所に木があるんですよ。この間も見にいったんですが、幣原兄弟の業績が書いてあって、最後に次代の奮起を切に願うと書いてあるんですよ。だから、そういう碑の文章をちょっと前文とは違うところで入れたりしてもいいかなと思いますね。自治基本条例制定委員会の思いみたいなものを。

委員L：前の検討部会で情景とか景色とかそういう話もでてました。ここのまちは農民の町です。農民の自治があったというのは事実ですし、やっぱり義人とかですね、まちのために命をかけて農地を守っていったという自治の姿があると思うんですね。堺には町人がいるわけですが、門真に

は農民がいるんです。農民の自治があつてこそ、この門真の自治というのに参考というか、先人がやってきたことがありますし、今、みんなのためにやるって人は減ってますよね。コミュニティがなくなってきたのもあるかもしれませんが、そういった本来の農村の姿というのを、そういうところを自治基本条例に謳って、まちの景色がきれいだとか書いてましたが、そんなのとんでもないです。ここのまったく変わった門真らしい地域に根ざした自治基本条例の前文にしたいと思っています。

委員長：まず、共通理解として自治のあるべき姿を書くというのが共通理解ですね。ちゃんとやらなくてはいけないことについては条文の中に残していただいたものを入れるということで。問題はここに戻ってくるんですが、情緒的なのというところですが、委員の方が作った素晴らしい文章を最初にそのまま挿入してありますが、こういうのは必要だということでしょうか？この後に農民とか自治という話を入れて。

委員A：よその自治条例の前文というのは、内容的に総合計画に書いてあるような前文が多いんです。おそらく、まだ自治基本条例が発展段階だから、門真が自治基本条例に自治の歴史と経緯を書いたとしたら、これから自治基本条例を書く人に、なるほど、門真はこの切り口で攻めてきたか、自治の歴史を語るのかというように感心してもらって、その後、きっとそれが雛形になって、よそのまちも門真の前文を見習ってくれるようになります。見習ってくれるような前文を作りましょうよ。よその真似をしたような前文を作って、企業城下町がどうのとか、川がどうのとか言ってもほとんど意味がないじゃないですか。だから今、おっしゃったような村の自治だとか色々なことをここで語って、門真も市とか議会、市民のそれぞれの問題を語って、三者のそれぞれのあるべき姿を前文で語る。それがいいと思うんですけれど。

委員長：前文の書き方で何か意見があれば。

委員G：前文は私は何度もいいますが、シンプルに短く、きれいにした方がいいと思います。

委員A：前文をきれいにシンプルにというのはわかるんですけど、具体的に何を書くんですか？みなさん、シンプルできれいにとか、わかりやすくというのは否定しないと思うんですけど、前文に何を入れるんですか？

私は自治の経緯と歴史、現状の門真の市民、行政、議会の問題、その後には市民、議会、行政のこれからのあるべき姿、その後の条文についてはそれぞれの責務を語るということです。

委員G：全国的にぱっと見て門真はどんなところにあるかというのが必要になってくるのかなど。門真市民だけではないと思いますし、門真は大阪の中でこんなところにあるというのが必要となってくると思います。自己紹介の部分ですね。

委員L：でも、使うのは市民じゃないですかね？読むのは市民ですし、外部のために作るものではないと思います。だからこのまちのことをびしっと書くのが筋だと思います。

委員A：それを使うのは市民、行政、議会が前文を使うんです。共通認識なんですよ。われわれ、自治という時にこんなに歴史があったんだということをおそらく知らない。門真という言葉が出てくるのは室町時代からなんです。そういうことも大切なことなんです。私は堺出身ですけど、室町時代、堺は自治都市堺です。そこで会合衆がいて、その時に町民が集まって自治を始めたんです。それは私たちは子どもの頃からずっと知っていて、誇れるものです。堺の人は大阪出身とは言いません。私は堺出身ですとといいます。

委員J：そこは門真と一緒にはないですからね。

委員L：農民達が水との戦いの話をしましたけど、水のために命を投げた人が村の代表ということだったんですね。同じように、協働とはどういうことかといったら、やっぱりみんなのためにみんなでやっということだと思っんです。そこを少しでも、つめの垢でも煎じて勉強しろということを含めてですね、書いていった方がいいと思いますよ。

委員B：古川橋の御堂町のところに小さな公園があって、そこにも資材を投げ売って、命も投げ売ってというような大きな碑が立ってるんですよ。もしかしたらそういうのがあちこちにあるのかなど。

委員A：前文でそういう人の過去の営み、頑張ってきたおかげでこういう歴史があると、これが自治基本条例にふさわしい前文だと思います。

委員L：今の我々の周りとは全く違う世界だったんだと思いますよ。協働というのはそういうことだと思うんですよ。みんなでやっていかないと。

委員B：でも、門真だけじゃないんですよ。世界中、地球規模で自由主義が蔓延しすぎてお金お金という風になってしまっている。だから門真に限ったことじゃないんです。だけど、やっぱりこのままじゃどうなるんでしょうか。このままだったら、4年後門真どうなってるかなと思いますね。市役所も若い人がたくさんいらっしゃるじゃないですか。4年後どうなっているかわからないと思います。だから、目の色変えて、必死になって、門真市民が選んだ議員さんですけど、全部任せてたら4年後だめになるかもしれないので、市民が自分で動かないといけませんよ。

委員L：役所や役人におんぶやだっこじゃなくて、われわれができることはやっていかないと。そういうところをやっぱり助け合うということを考えていかないといけないと思います。

委員B：市民が自ら立ち上がらないと、本当に門真市はだめになるかもしれないですね。

委員G：ちょっと言い忘れていたのでひとつ。前文のところで、あなたはどこから言われたときに、私は門真市ですとなった時に、前文を読めば自己紹介が出来る、その為にそういうのが必要なのかなと思いました。これは私の意見です。

委員A：私の意見は、各条例に全部門真市の紹介を挙げていったら、もうごちゃごちゃしてしまうと思います。

委員長：全国的な比率としては紹介が多いですね。総計の中身、内容が書いてあるのと、紹介が多いですね。門真市の特色を出すとしたら自治の歴史を書くということですね。

委員A：今までの人は何を書いたらいいか悩んだんですよ。総合計画の内容とかよそのを見て書いたんです。やっぱり、自治基本条例だから、自治の歴史をここで語らないと語るところがないじゃないですか。おそらく、それを語ったら、他の市も真似してくれますよ。そこで門真らしきを出

さないと、なかなか出てこないですよ。

委員L：条例の本の中で、参考文献の中に前文が出たらそれこそ誇らしいし、
どんどん門真のPRにもなりますよね。

委員A：紹介もいいんですけど、総合計画だったら紹介の後、このまちをこ
ういう風にしたいという文章があるから、総合計画の前文はそれでいい
んです。自治基本条例はその前はこうだったという歴史を語るべきだと思
います。やっぱり前文は中身に対して、その歴史だとか経緯というのは語
らないといけないのかなと思います。

委員K：やっぱり、昔からこういうことをしてきたから、現在はこういう門真
になったという風にしたほうがいいかなと思いますね。

委員D：一般的には紹介が来て、次に現状が来て、最後にだからわがまちはこ
の方向に向かっている、まい進していく、なのでここで最高規範として
制定するという風な感じで締めくくることが大体のパターンです。それを
あえて、型を破って門真らしさということ。

委員A：門真らしさ以上に自治基本条例の型を作りたいと思います。門真を入
れるんですけど、これ以降、他の都市が自治基本条例を作る時には、な
るほどと言ってもらえるような形にしたいと思います。

委員F：よその条例を見てから考えたから、そういう流れがあったと思うんで
すね。今、自治という事を表に出したほうが良いというのを聞いて、そ
れもいいなという考えも出てきました。今までどうしても固定観念があ
って、市役所の方もたくさん資料を作っていて、やっぱりそうな
るところかなって思ってたんですが、今までないものを、門真らしさ
とか、こういうものでなければならないということにはなくて、合わ
せる必要はないかと思うので。よいうことで、型破りなものの方がおも
しろいかなというのがありますね。

委員B：実効性のあるものにしたいんですよ。もしかしたら門真の運命がこ
れで変わるかもしれないというくらいの思いでね。そう思いませんか？

委員A：思いますよ。総合計画は今のままでは絵に描いた餅です。それを自治基本条例を作って市民、行政、議会がそれを目標にして一生懸命頑張る。絵に描いた餅を食べれるようにするのがこの自治基本条例だという認識です。今のままでほっておいたらなかなか動かないです。だから動くようにしましょう。

委員I：現実には、この間から門真に住んでいる方が早く脱出したいという話ばかりしているんですよ。というのは、選挙を見て、相変わらず選挙に行く人が少ない。なぜっていう疑問がすごく出ていて、門真で育った人がなんとか門真から脱出しないという話をしているのを何人も聞いたので。こんなことではいけないですよ。

委員B：外から、門真に家を買おうという人がいないですよ。

委員I：貧しい人しか来なくて、裕福な人が出て行っている。この現実をもっと知らない。今でも、まだそうしたいという人がいるからそれを如何にして納税できる人を止めるかです。

委員M：いいまちになれば絶対人は集まってきますからね。簡単なのは、学力を上げるとかね。やっぱり評判も大事ですから、自治基本条例で評判をとったらやっていけるんじゃないですかね。

委員A：ここに集まっている人は、いろんな仕事をされていて、ボランティアもやってらっしゃいますよね。その人たちがボランティアに戻って、必死で市民に対して自治基本条例を宣伝しまくらないといけないです。もちろん、市役所の方とか、議会の先生にもやってもらわないといけません。こういうものができたので、このとおりみんなで行っていきましょうということ。そして、この間挙げられていた一斉清掃をやりましょうとか具体的な動きにつながりますよね。

委員B：一回やると、ごみがなくなって気持ちいいですよ。でも、今までやったことがないことをやるっていうのは、行政的にはすごく難しく大変なんですよ。やめるのは簡単なんですけどね。でも、やめたら二度としてもらえない。なので、企業に二人か三人くらいしかいなくても、自治基本条例が出来て、まちを作り直していきたいという努力を行政はすべきだと思いますね。市民も、何をしても人は集まらないとか思って

いたらだめだと思いますね。

委員C：色々な意見が出てきましたけど、条文として大事なことは、おおむね条文の中に入れてもらっていると思うんです。条文で書き切れない部分を前文に書いていくということは、例えば理念ですとか、歴史、自治の展開ですとかは前文、あるいは解説でしか書けないので書くべきかなと思います。もひとつは自治基本条例で一番大事なものは、憲法でもそうですけど、国民あるいは国家として、何をやりたいのかという意思の部分がしっかりと表現されていることが大事かなと思うんですけれど。今、最後のほうに出てきましたけれど、これを知らない人にみなさんが自治基本条例が出来たということを宣伝するときに、どこをPRしていただくのかということを入りに入ってはいなくてはいけないかなと思うんです。これはどういう条例かということの説明するときの、キャッチフレーズというか、キーワードとかこだわりの論点みたいなものを。それがやっぱり前文には入っていないとダメかなと思います。それが入っていると、この条例自体の説明がしやすくなると思います。それをもしよければ一言ずつお聞きしたいかなと思います。

委員F：それはもう住み続けたいまちですよ。最終的には通過都市だからごみを捨てるんですよ。自分の家にごみは捨てないですよ。だから、住み続けたいまちにするためにするためにどうしたらいいかということだけだと思いますね。

委員長：現状ですと、相互に見える形で社会の発展を追求するということですね。

委員L：それは確かに基本条例の中でも謳ってますから、大事なものは確かですけど、見えない部分は結構ですから、見える部分をですね。

委員F：門真をよくする条例ですよということです。

委員L：簡単でおもしろそうですね。

委員長：他に何かご意見ございますか。

委員G：自分で考えて、自ら行動するということ。安心して生活できる、住み

続ける。住むというのか、生活するというのがどちらがいいかはちょっとわからないんですけど。そこで市民だけではなくて企業の方、通過する方も入れていくとなると生活となりますかね。そのための自治を目指すというか、～を目指すという形がいいのかなと思います。最終的には、～を目指すというのが入ってくると締まると思います。前文を読んでもこのために作られた条例なんだなというのがわかる形にしとかなないと意味がないと思うんです。

委員B：昨日聞いて印象に残っているんですが、あなたが輝くまちというのはどうでしょうか。輝くまちを作りたい。そのための条例ということで。

委員I：いいまちにするためにみんなが守らないといけない条例という風に説明したいなと思います。

委員K：私は、住みやすい美しい門真のまちを作りたいということです。美しいという言葉は、心と心が合うという意味もあるそうです。武者小路実篤さんの言葉で仲良きことは美しきかなという言葉がありますよね。それ大好きなんです。住み続けたい、美しいまちを作りたいということです。

委員A：門真はいいものは下のほうで悪いものは上の方です。市民が今誇りに思えない。息子達が門真に住んでいるので、門真を誇りに思える町、そして住み続けたいまちにしたい。それがあから、私はこういう活動を一生懸命やっているんですけど、誇りに思っ住み続けたいまちにしたい。

委員L：誇りを持って住み続けるというのが一番大事なんですけれど、この一人当たりの所得が三百何万とか、子ども達の学力が平均点が低いとかそういった課題もはっきりしてますので、できれば数値を。見えるというのは数値の目標みたいなものもあると思うんですよね。そういったところも条文の中でも入れていけるかなと思います。そしたら、人も集まってきましたし、豊かになりますよ。

委員B：子どもはすごくレベルが高いですよ。感受性も鋭いし、素直だし、現実な部分もありますし。

委員 I : 小さい子はすごく感受性があつてとてもいいんです。

委員 B : 中学生くらいになると、ちょっと世の中の裏とかが見えてきて、すねてくるんです。

委員 I : 私学に行く人も多いですね。

委員長 : そういった子どもの議論というのは、一連の流れの中の前半でよく出てきたので、第 10 条などで条項を設けることによって権利だけではなくて、地域社会もちゃんと支援しなくてはいけないですよということも込められていると思いますので、また表現の仕方も後日考えていければ。

委員 A : ぜひ、地域とか企業も、子どもの支援をしなくてはいけないという一文を入れたいですね。

委員 C : 今お出しいただいた話の中で、条文にちゃんと入っているのは、誇りを持って住み続けたいまち、ですね。これは入ってますけれども、それ以外のものでも先生のほうで調整いただいてということになりますが、できるだけ、今言っていた良いまちにするためのみんなのルールとか、あなたが輝くまちとか、住みやすい綺麗なまちとか、門真を良くするための条例とか、自治を目指すための条例とか、キャッチフレーズになるものを少しでも入れていただくと、説明しやすくなって前文らしさが出てくるのかなと思います。

委員長 : すべてのことを入れるのは難しいので、また次回叩いてもらう部分が出てくると思いますが、一応全体の流れとして前文は、通常書いている門真市のなりたち・発展の部分は別に否定するわけではないということです、これを残した形で次に自治の歴史・発展を書くということでもよろしいですね。気持ちとしてはせっかく若い人も考えてきた文なので、前文に残したいなという思いが個人的にはあるのですが、その後には自治の歴史をつないでいくというような表現は色々変えなくてはいけないので、そういう形でよろしいですか。それから、こんなまちを築くんだ、自治を守り育てていくんだというような決意的な文章を書いて、それでこの条例の意味があるというような表現でもよろしいですか。当然、最高規範というのは共有できたので最高規範は全面的に出して。それで他の条例も少し書き変えていくということでもよろしいですか。問題だった総

合計画が目指すまちづくりという表現は削除してもよろしいですか。意味としてはみんなそういうことを意味しているわけですし、総合計画の条文を設けていますので、その中にきちんと明記するという形でいかがでしょうか。そんなスタイルでよろしいですね。

委員A：前文の中に、議会・市民・行政が総合計画を実現するというを入れておいてほしいですね。目的はそういうことなんですから。

委員長：同じ意味で表現を変えるということで。後は、名は体を現すではないのですが、条例の名称です。前回の検討部会で各チームから出てきた名称をそのまま載せております。で、この点について簡単にご意見等、おそらくこれは意見交換をしても平行線をたどるのではないかと思いますので、選び方・選ぶ方法ですね、例えば市民によってホームページ上で投票してもらうとかいろんな考え方はあると思います。あるいは予定として、市民の方に対する説明会をいつかの時点でやると思うのですが、そうしたときに投票してもらう手法を使うとか。選び方はどうしたらよろしいでしょうか。今までのニュアンスだと、確かに自治基本条例という一般的な名称を表現するのも良いのかもしれませんが、ただそれを表現するためにわかりやすい、市民の市民による市民のための門真のまち条例とかの表現もありますので、こうした表現について何かご意見ございますでしょうか。 はい。

委員A：やっぱり中身を端的に表している言葉として、少なくとも自治だとか協働のどちらかは入れるべきだと思います。どこのということであれば門真を入れるべきだと思います。おそらくこの名称案の中にまちづくりという言葉が、私はあまり好きではないのですが、もしそういう方が好まれるのであれば、門真まちづくり自治条例だとか門真まちづくり協働条例とかいう言葉を入れるべきだと思います。で、決めるのはやはり策定部会なり市民検討委員会で案として決める、その市民にアンケートとってどれを選ぶかというのは、市民は中身をまだわかっていないのでそう決めるのはとんでもないことだと私は思います。中身のわかっている人が決めるべきで。

委員長：選択肢は中身を表現した選択肢だと思うので、その点で市民が選ぶということですね。自治基本条例でも、市民の市民による市民のための門真のまち条例でも、意味しているところはよく似ていますよね。

委員A：そうですね。ただあまり長いのはよくないなど。長いのはよくない、門真は入れるべき、自治か協働という統治の形の条例であることは入れるべきとなると段々…

委員B：自治という言葉は、どういう風に噛み砕けるのですか。

委員A：自治の「自」は自らですから、市民・議会・行政が自ら治める。だから頼らない、今まで市民は議会や行政に頼るとかというのを、みんなばらばらで頼らない、みんな自立するということだと思いますけどね。

委員G：広辞林では、自分や自分達に関することを、自らの責任において処理することとなっています。

委員A：この条例は基本的にそこから出ていることだから、それはそうだと思うのですが。

委員B：じゃあ門真市自治基本条例にして、自治とはそういうことだと書けばいいんじゃないですか。サブタイトルというか。自治って何って思うじゃないですか。なら、自分や自分達に関することを、自らの責任において処理すること、なるほど。自分達が責任を持って門真市…

委員A：自治というものの解説文、自治の意味を後につけておいても良いと思いますけどね。

委員G：ただ前文の中に、自分達に関することを自らの責任においてというのをどこかに入れておけばそれでも。

委員A：前文の中に先人のことを書いてもらったら、正に昔の自治だったと思うんですよ。自分達で責任を決めて。だからわかってもらえるんじゃないですかね。

委員B：わかってもらえるかもしれないですが、(注1)として自治の意味を入れておくほうが私はわかりやすい。

委員長：解説ですね。条例名称に思いを少し。

委員G：別途つけるかまた検討していただくということで。

委員B：やっぱり名前ってすごく大事じゃないですか。門真市自治基本条例とすると、自治って何？と誰でも思うんじゃないですか。

委員A：私たちの感覚で、小学生の頃から、自治なんていうのは小学校2・3年でも知っている。

委員B：門真市民に自治というのは…なんとなくはね。

委員A：大体、自治会ってあるでしょ。自治会があるし、小学校でも自治とかあるじゃないですか。児童会は自治にするだとか。だから結構小学校の間からそういう言葉は出ているんじゃないですか。

委員B：でも、小中学生に自治って何と訊いても多分、うーんとなると思う。

委員A：だから、自治基本条例をつくったときに子ども達にそういうことを教えると。いい機会じゃないですか。

委員C：説明はあったほうが良いと思います。自治基本条例でよく出てくる笑い話ではないですけども、自治会の条例かと思われることもあるので、説明はあったほうが良いと思います。

委員J：この前の会議でも、そういう話が。自治を入れたらそういうイメージになるんじゃないかという意見がありましたよね。

委員B：だから、門真の人が自分達のまちを良くするために、自らの責任によって、というようなことですよ。

委員長：いずれにせよ、その説明は必ず加えるということでもいいのですが、選び方、もうちょっとちゃんとしたルールを言いますと、この委員会が説明会をやるとしても、市民の間で揉んだ原案ですね。それは市長に答申をして、市長が議会に上程する。だから、市長の段階で名称が変わる可能性、1%2%3%変わる可能性はありますが、市民の意思としてはこうだということを提案しないといけないので…

委員A：市長さんのところで変わって、議会のところでも変わって…

委員長：その可能性は十分にあります。

委員A：議会でも議論して変えてもらう。どんな名前が変わったか、おおさすがというのをみんなで…

委員長：それで答申を出すときに、市民の合意をこんな風に得てますよということを示すためにも、選び方は重要なと。単に手法ですけどね。

委員L：みんなで参加しているところを見せたいわけですね。

委員長：それが良いのか、委員会だけでやりましたで良いのかということですね。

委員L：そこで参加したという形をとりたいと。

委員G：名称に説明を入れないほうが私は良いと思うんです。名称を本当にわかりやすくするにはそのものずばり、門真市自治基本条例が私は良いと思います。

委員A：それで問題ないと思います。すべて含んでいますから。ことさら考えて入れるより。

委員長：他に何かご意見があればぜひ。よろしいですか。

委員B：でしたら門真市民に自治とはなにぞということ、行政的には教えてあげてほしいです。

委員長：では具体的な呼び方はまた後日皆さんからご提案いただくということで。いずれにしろ自治ということ強調するということですね。次は、そろそろ時間はなくなってきましたが、矛盾点を追究していこうと思います。足らない項目、次回以降さらに検討を加えていく項目があるのかなのかということと、まちづくりという言葉に関しては前に協働のとかの形容詞をつけて表現させていただくということで。

委員B：企業とか事業者が、子ども達の教育とかいう部分に対してというのを書いてますか。

委員長：それは子どもの権利のところでは付け加えておくということによろしいですか。第10条のところなんですけれども。権利がありますと、あと地域も企業も子どもの健やかな成育のために支援しなければいけないとか。

委員B：企業って、やっぱり住んでいないから市民の自覚があまりないんじゃないかなと思うのですが。

委員長：それで、問題は市民の中に事業所という表現で企業が入っているんですね。それをあえて事業者という何か項目を取り出して、強調して表現する必要があるかというのを。

委員A：市民の中に事業所という説明がどこかにあるんですね。

委員長：はい。第2条にあります。

委員A：じゃあそれはそれで良いんじゃないですかね。

委員B：企業が子どもの教育に対して一番やりやすいと思うんですね。幼稚園とかはもちろんそうなんですけれども、そうじゃなくて例えばパナソニックさんとかあるじゃないですか。そういうところも子どもの。やっぱり教育をしっかりやっていると、住もうかなとなってくると思うので、そういう責務といたら押し付けがましいのですが、そういうのも必要と思ってもらえるような条文があれば。そういうチャンスがないというのが、事業所のアンケートの結果に何回か出てきていて、一番言えるのは教育の部分。大人に対してそういうことやるのは面倒だし難しいので、子どもがやりやすいかなと。どういう形でというのは考えて、難しい部分もあるかとは思いますが。そういう思いをちょっと持っていていただくというのもいいかなと思うんですね。

委員K：企業も地域貢献というのはあると思うんですけどね。

委員B：そのひとつとして、教育は一番やりやすいと思うんですけどね。

委員K：仮に、パナソニックに子ども達に自然環境を教えてもらうことも可能なんですね。そういうことは考えているのですが。

委員B：門真といえばパナソニック。やっぱり広く協力を求めるというのもしいかな。

委員K：で、パナソニックの言うことには、門真市さんはあまり手を触れていないということをおっしゃっているんです。

委員B：そうなんですよ。向こうにやる気があってもこっちが言っていないとね。私もそれを感じます。やっぱりやりたい気持ちは絶対にあると思うんですよ。いろんな部分で。だけどそれをこっちから言っていないかなかったら。他のところではやっていますから。なぜ門真ではやらないのと言っていないかと。

委員L：10条のところでは子どものことを書いていますが、他の市民とか議会とか…やっぱり子どもは権利だけですかね。義務はおかしいですよ。それと、ここでは義務とか責務とかの表現があるのですが、この中で入れるのがいいのかわかりませんが、地方自治法には罰則もあるんですよ。たばこのポイ捨て条例とかはお金とったりするんですけども、この中でこれをしなかったらこうだよというのを入れるべきじゃないですかね。

委員長：この条例に基づいて、これを推進するための個別条例を別途検討していくはずなので、その過程でポイ捨て禁止条例も含めて。

委員L：御堂筋で吸ったら1000円とられるとかの話もありますから。

委員長：最近モラル関係の条例も増えてきましたので、それはこの条例の後に、門真市さんの方で色々検討していただけないのかなと。したがって、最高規範性というのはそのへんが重要だということですね。表現は別にして、岸和田市さんを抜き出しておりますが、条例及び規則等の体系化を図るといえるのはそういう意味ですね。この最高規範に基づく自治基本条例の精神を尊重するために、もしも今のようなモラル条例が必

要であればちゃんとつくりますということですね。

委員L：モラル条例は必要なんじゃないですかね。

委員A：門真でも何か条例はある…

委員長：あるのかもしれないですね。

委員A：あるらしいですけどね。美化だとか犬猫とかあるらしいけども、実行されているというか…

委員G：義務教育も親に対する義務ですからね。子どもはやっぱり未成年だから明るく元気に生きなさいという…

委員長：門真は親だけじゃなくて地域もということを謳うということですね。

委員B：でも、親は当然と言ったらおかしいですけども…ただ学力とかいうのは子どもには何の責任もないんですよ。要するに、子どもの勉強できる環境を与えて上手に勉強させれば、いくらでも伸びるんですよ。違います？

委員A：なかなか子どもは勉強したくないからね。

委員L：夜ぶらぶらしている子もいますからね、中学生とかで。

委員E：都会だけ。都会は遊ぶところも多いし。田舎は夜帰ったら勉強する。ところが門真はどこに行っても明るいし友達もいるから遊ぼうかって。変えていくのは難しいです。

委員K：警察官とパトロールしたんですが、18歳の高校生がたばこ吸っていたんです。で、家に電話して親に迎えに来させるんですけども、家にいない。夜9時ごろです。で、警察官が本人にたばこを握りつぶせとさせるわけです。今度は親の携帯電話に電話したんです。でも出ないからどうしようもない。

委員L：それが実態でしょうね。

委員E：真剣に色々考えているけど難しい。

委員B：全部救うのは難しいと思うんですよ。でもやっぱりちょっとでも。

委員C：ちょっと時間はないんですけども、次回でもいいんですけども、考えていただければと私思うところがあります。市民・議会・市役所の責務は結構強調されたかと思うのですが、これをどういう風に推進していくかですね。ひとつは総合計画との絡みがありますけれども、条文はひとつシンプルなものだけですので、もっと増やす必要があるのか、これでいいのか。それと協働・コミュニティ、それからこの条例自体の推進で、委員会を2つほどつくりましょうという話、コミュニティ推進協議会と自治基本条例推進委員会ですけども、このあたりはまだ議論していませんので条例を推進していく、門真を良くしていくための仕掛けは何があるかなという点はそろそろ議論してもいいのかなと思います。今日はもう時間ありませんが、よかったらちょっと考えていただいて検討部会の際にでも議論いただければ。

委員長：ここに書いたのはすべて仮称ですけどね。地域自治推進協議会というのは、コミュニティの活動活性化のためにいろんな人たちが話し合う場をどうやって設けるかという議論ですね。最後の条文の自治基本条例推進委員会は、基本的にはこの条例がどのような形で守られているのかということ、半年又は1年に1回市民委員会形式でつくって、ちゃんと見直す機会をつくりましょうということです。それだけのことを書いただけですので、おっしゃられたように詳細をどうするか、他のことも入れたほうが良いのかとかいった点も含めてぜひ次回議論していただければ。

委員C：これだけ覚えておいていただければと思うのですが、条例を改正する可能性があるというお話、宿題をどう整理するかというと、多分こういう委員会ですっていく部分があると思うんです。その仕組みを考えておいたほうが良いんじゃないかと思えますね。

委員長：その仕組みのときに他の自治体の条例でも見ながら、自治基本条例に書き込むことは何かということですよ。これを基にいろんな要綱なり具体化されていくと思うので、方向性をどうするかという。

委員L：推進されているか否かという、見えるということの数値化は難しいですね。何を基準にしてそうなるかを考えないといけないと思います。議会なら非公開のものもあると思うんですけど、何%まで公開したかとか数値的なものでしないといけないのかな。行事だったら参加率とか。選挙の投票率を何%上げるとか。数値の目標で自治の参加ということをはっきりさせないといけないと思いますし、それが見直すときの、具体的なものでこうなるというのを定めていきたいですね。

委員C：チェックの仕方ですね。例えばこのメンバーの中に議長さんが入ってもらうとかですね。

委員L：何か客観的に見える数値で、門真の子は賢いかもしいないけど学力テストを見てみたらああいう状況ですよ。内申は高くなるから良い高校に行くけど、いったら落ちるんです。そういうところはありますからね。

委員長：例えば条文の中に、評価するためのいろんな指標を考える委員会を設けるとかは良いのかもしれないですね。

委員L：今までは言葉遊びといたしますか、良いことを言って終わってましたけど、それをきちんと追っていきける、企業の財務諸表みたいな追っていきけることが必要じゃないかなと思います。

委員長：そろそろこの会場の都合のため終わらせていただきますが、次回の検討部会はお昼にやるので、少し長めの議論ができると思いますが、申し訳ございません。

委員B：今回は…

委員長：事務局から日程等のご説明はありますでしょうか。

事務局：策定部会は6月10日にこの会場で行います。検討部会は6月5日の日曜日午後2時から、市民プラザ生涯学習センターの集会室に変更になりました。以前は多目的室でご案内しておりましたけれども、生涯学習センターの都合で集会室になります。案内は会場に貼っておりますのでご確認ください。

委員長：昼間開催ですので長めに時間を取れるということです。

委員B：9月に答申ということですね。結構もう後半戦ですね。

委員長：はい。

委員C：最後詰めていかないといけないところですね。

委員長：叩き台をより良いものにしていくという。何か一言ございますでしょうか。締め言葉としてぜひ。

委員M：色々議論しているけれども、私は議論すること自体が大事だと思います。

委員長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。ではそろそろ定刻となりますので、今日は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

委員：ありがとうございました。

—終了—